

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 5 1 号	三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	<p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）</li> <li>・介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）</li> <li>・介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 30 年厚生労働省令第 30 号）</li> </ul> <p><b>【趣 旨】</b></p> <p>介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 29 年三田市条例第 23 号）付則第 2 項及び第 3 項の規定整備</p> <p>更新制度における主任介護支援専門員更新研修に係る経過措置の改正に伴う改正</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>平成 30 年 4 月 1 日</p>